

## 「入札金額の内容を記載した書類」の取扱いについて

### 【概要】

平成26年6月4日に公布された「建設業法等の一部を改正する法律」により、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、ダンピング受注の防止等のための措置として見積能力のない者や見積りをせずに入札に参加する者を排除するため、建設業者に対し、入札金額の内容を記載した書類（以下「入札価格内訳書」という。）の提出義務が規定されたことから、建設業者から提出される入札価格内訳書について本市における取扱いを示すものです。

### 1. 入札価格内訳書の提出方法について

本市では、平成27年4月1日以降に公告するすべての工事において、入札価格内訳書の提出を求めます。提出がなかった場合の入札は『無効』となります。

提出については、かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）の機能を用いて行います。

入札書の提出に際し添付書類として内訳書の提出を必須としますので、当該添付書類として入札価格内訳書をスキャンした電子データ（PDF等）をご提出ください。

ただし、低入札価格調査制度による入札であった場合など、電子入札システムによる提出だけでなく、別途、紙媒体による入札価格内訳書の提出を求めることがあります。

### 2. 入札価格内訳書の内容について

入札価格内訳書に記載する内訳の範囲は

表のとおりです。

対象工事 (適用する入札制度)	内訳の範囲	
	土木系	建築系
予定価格1億5千万円以上的一般競争入札による工事 (低入札価格調査制度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・本工事費内訳書</li><li>・内訳書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・種目別内訳書</li><li>・科目別内訳書</li></ul>
上記以外の一般競争入札による工事（最低制限価格制度）	<ul style="list-style-type: none"><li>・本工事費内訳書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・種目別内訳書</li></ul>
総合評価方式による工事 (低入札価格調査制度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・本工事費内訳書</li><li>・内訳書（原則不要。低入札価格を下回った場合に提出必須。）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・種目別内訳書</li><li>・科目別内訳書（原則不要。低入札価格を下回った場合に提出必須。）</li></ul>

※ 本工事費内訳書及び種目別内訳書は、工事件名、工事場所、会社名、会社住所及び代表者役職氏名を必須とします。（別添、記入例を参照。）

(記入例)

鎌倉市長 殿

住 所 ○○市○○町○○番○○号  
商号又は名称 株式会社○○建設  
代表者役職氏名 代表取締役 ○○ ○○

### 入札価格内訳書

工事名	道路維持修繕工事 市道○○○-○○○号線
工事場所	鎌倉市○○町○○番○○号

工種等	金額(円)
直接工事費	¥
共通仮設費	¥
現場管理費	¥
一般管理費等	¥
工事価格 (入札金額)	¥